

本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

近年の局所的な集中豪雨などにより道路冠水や家屋の浸水被害が発生している。本業務は、内水被害に対して、浸水シミュレーションによる雨水出水浸水想定区域図を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託一般仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務場所

本庄市地内

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日

2. 見積限度額

契約締結日から令和7年3月28日までの期間の業務委託に係る提案見積限度額については、84,020千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）から過去2年間において、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。

(3) 公告日から契約交渉相手方（以下「優先交渉権者」という。）決定の日までの間、本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年本庄市告示第43号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から優先交渉権者決定の日までの間、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをし

ていない者又は申立てをなされていない者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(7) 国税、地方税を滞納していない者であること。

(8) 令和5・6年度本庄市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿において、大業種「建設コンサルタント」、小業種「下水道管渠」で登載されていること。

(9) 平成30年3月以降に市町村等から発注された、浸水シミュレーションを伴う内水浸水想定区域図作成業務の元請として契約を締結し、これらを誠実に履行した実績があること。

(10) 本業務を実施するにあたり、次の要件を満たす管理技術者を配置できる者であること。

①参加希望者が直接かつ恒常的に3か月以上雇用している者であること。

②管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士資格（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有する者とする。

③管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

(11) 埼玉県内に本店又は支店がある者であること。

(12) 本業務の実施においては、企業単体での参加とし、共同企業体での参加は認めない。

5. 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

(1) 本要項に定められた同種業務の履行実績、配置技術者要件等参加資格を満たさないとき。

(2) 本要項に定められた提出方法によらず企画提案書及び添付様式（以下これらを「企画提案書類」という。）が提出されたとき。

(3) 本要項により提出を求められた企画提案書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。

(4) 提出を求められた企画提案書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(5) 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。

(6) その他本要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

6. スケジュール（予定）

公募開始（募集要項等の公表・配布開始・質問受付開始）	令和6年1月29日（月）
質問書の提出期限	令和6年2月7日（水）
質問書の回答期限	令和6年2月13日（火）
参加申込書の提出期限	令和6年2月16日（金）
参加資格審査結果通知	令和6年2月21日（水）
企画提案書類の提出期限	令和6年3月6日（水）
第1次審査の実施（書類審査）	令和6年3月13日（水）
第1次審査結果通知	令和6年3月14日（木）
第2次審査の実施（プレゼンテーション審査）	令和6年3月21日（木）
（提案者多数の場合の予備日）	令和6年3月22日（金）
第2次審査結果通知	令和6年3月28日（木）

なお、提案者が5者以下であった場合、第1次審査は省略する。第2次審査は、提案者が1者の場合であっても実施する。この場合、企画提案書類の提出期限到来後、第2次審査開催通知書【様式第10号】により、別途、電子メールで通知する。

7. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込の方法

参加希望者は、参加申込書【様式第1号】及び添付書類を本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」へ持参にて提出すること。

(2) 参加申込受付期間

公告日から令和6年2月16日（金）の期間の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時の間及び本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除くものとする。

(3) 参加資格審査結果

- ① 参加資格審査結果は、参加希望者全てに対して、令和6年2月21日（水）午後5時までに、参加資格審査結果通知書【様式第2号】により、電子メールにて通知する。
- ② 参加資格審査により、参加資格無と認められた者は、参加資格審査結果通知日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面（様式自由、電子メール可）により、その理由について説明を求めることができる。
- ③ 市長は、上記により説明を求められたときは、説明を求めることができる期限最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答する。

8. 参加辞退

(1) 本業務の参加希望者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、プロポーザル辞退届【様式第3号】を本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」へ持参にて提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(2) 一度提出し受理されたプロポーザル辞退届は撤回できない。

9. 質問及び回答

(1) 質問については、電子メールによることとし、本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託公募型プロポーザル質問書【様式第4号】を使用すること。質問書に質問内容を簡潔に記載し、「gesui@city.honjo.lg.jp」まで送信すること。電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時の間に電話により本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。電話・ファクシミリによる質問は受付しない。

(2) 電子メールの件名は「本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託に関する質問（企業名）」とし、質問書以外のファイルは添付しないこと。

(3) 質問については、公告日から令和6年2月7日（水）の午後5時までとする。回答については、令和6年2月13日（火）午後5時までに電子メールにて行き、質問事項及び回答を、随時本庄市

ホームページに掲載する。なお、参加希望者は、質問書の提出の有無にかかわらず、本庄市ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、参加申込を行うこと。また、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加希望者に適用する。

10. 企画提案書類の作成、提出方法

参加資格審査により「参加資格有」と認められ、企画提案書類の提出依頼を受けた者（以下「提案者」という。）は、次に定める企画提案書類を本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」へ一括して持参にて11部（正本1部、副本10部）、及び電子データをCD又はDVDで提出すること（郵送は不可）。ただし、「企業概要書」及び「参考見積書」は、正本1部、及び電子データを提出すること。

なお、受付期間中に企画提案書類の提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。また、提案書類受付後の再提出、差替え等は認めない。

(1) 企画提案書類一覧

① 企画提案書類申請書【様式第5号】

- ・ 正本1部、及び電子データには、提出日、提案者の所在地、商号、連絡先等必要事項を全て記載する。また、正本1部には代表者印を押印すること。
- ・ 副本10部には、提案者の所在地、商号、連絡先等が判別できるものは記載しない。

② 企画提案書

- ・ 様式は、A4判15頁程度で任意とする。
- ・ 本業務の仕様書に基づき、基本的な考え方、手法、視点等を記載すること。

③ 業務実施体制・配置予定技術者届出書【様式第6号】及び添付書類

- ・ 本業務を実施するにあたっての配置予定技術者等の体制を記載すること。
- ・ 本様式で示す添付書類を添付すること。

④ 工程表

- ・ 様式は、A4判1頁程度で任意とする。
- ・ 本業務の工程を明らかにすること。

⑤ 同種業務の履行実績届出書【様式第7号】及び添付書類

- ・ 本要項「4. 参加資格要件（9）」で示した同種業務の履行実績を記載すること。
- ・ 本様式で示す添付書類を添付のこと。

⑥ 企業概要書【様式第8号】

- ・ 直近の「財務諸表」1部を添付すること。
- ・ 参考資料として、企業パンフレット等を添付すること。

⑦ 参考見積書

- ・ 様式は任意とするが、合計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）のみでなく、見積内訳について可能な限り記載すること。
- ・ 提案者が課税事業者の場合は、見積額合計額の内、消費税及び地方消費税の額も分かるように記載すること。

(2) 企画提案書類提出にあたっての注意事項

- ① 「(1) 企画提案書類一覧」の番号順にまとめること。
- ② 文字のサイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

- ③ 様式指定のあるものについては、指定様式により作成すること。
- ④ 様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数を頁の下中央に記載すること。
- ⑤ 様式ごとにホッチキス止めの2穴長辺綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方により一つにまとめること。
- ⑥ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ⑦ 正本1部、及び電子データは、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、正本1部は代表者印を押印したものとし、副本10部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者職氏名の記入及び代表者印を押印していないものを提出すること。ただし、企業概要書【様式第8号】、参考見積書は、それぞれ商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、各正本1部及び電子データを提出のこと。また、各正本1部は代表者印を押印したものを提出のこと。

※副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

- ⑧ 提案書は、1者1提案とする。

(3) 企画提案書類受付期間

令和6年2月22日（木）から令和6年3月6日（水）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時の間及び市の休日を除くものとする。

1 1. 選定方法及び評価基準

- (1) 選定については、本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) 審査項目、審査基準、配点等は、【別表1】第1次審査評価基準、【別表2】第2次審査評価基準、及び【別表3】一次審査を省略した場合の審査評価基準のとおりとする。
- (3) 審査は、第1次審査及び第2次審査を実施し、委員会の各委員が、提案者ごとに審査項目に対して審査点を付与する。
- (4) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザル方式の審査は実施する。

1 2. 第1次審査

- (1) 委員会は、企画提案書類について、【別表1】第1次審査評価基準に基づき審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。
 - ① 参考見積書の見積書合計額（消費税等相当額含む。）（以下「見積額」という。）が見積限度額を超えている場合
 - ② 企画提案書類について、定めた提出方法、提出先、企画提案書類受付期限に適合しない場合
 - ③ 企画提案書類の提案内容に虚偽があることが明らかな場合
 - ④ 提案者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) 各委員の審査点について、審査項目ごとに平均点を算出し（小数点第二位以下切捨て）、各審査項目の平均点を合算した第1次審査項目の総得点の上位5者以内を第2次審査参加資格者として選定する。なお、第1次審査項目の総得点と同点の場合、見積額の安価な参加者を上位として選定する。見積額も同額の場合は、委員会の決するところとする。
- (4) 第1次審査による審査結果は、審査を受けた全ての者に対して、令和6年3月14日（木）午後5時までに、第1次審査結果通知書【様式第9号】を、電子メールにて通知する。

なお、提案者が5者以下であった場合、第1次審査は省略する。この場合、企画提案書類の提出期限到来後、第2次審査開催通知書【様式第10号】により、別途、電子メールで通知する。

(5) 第2次審査参加資格者とならなかった者は、通知日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面（様式自由、電子メール可）により、その理由について説明を求められることができる。

(6) 市長は、第2次審査参加資格者とならなかった者からその理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答しなければならない。

13. 第2次審査

(1) 委員会は、本業務に対する業務実施体制、理解力、同種業務の実績等を把握し、本業務の優先交渉権者を決定するため、第2次審査参加資格者に対し、【別表2】第2次審査評価基準に基づき第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション審査」という。））を実施する。なお、第2次審査は、提案者が1者の場合であっても実施する。

(2) プレゼンテーション審査の日時及び場所は、以下のとおりとする。

令和6年3月21日（木）●●時（時間未定） 本庄市役所5階504会議室

（提案者多数の場合の予備日：令和6年3月22日（金）●●時（時間未定）本庄市役所3階庁議室）

(3) プレゼンテーション審査の概要は以下のとおりとする。

① 提案者からの企画提案書類に関する概要説明 15分以内

② 委員会からの参加者へのヒアリング 15分以内

③ 提案者の出席人数は3名以内とする。ただし、管理技術者及び照査技術者は必ず出席すること（急病等やむを得ない理由により出席できない場合は、事前に発注者の承諾を得ること。）とし、説明は、原則として管理技術者が行うこと。

④ 機器類の準備について、電源とスクリーンは本市が準備するが、その他必要な機器（パソコン、プロジェクタ、プロジェクタ用ケーブル等）については、提案者が準備すること。

⑤ プレゼンテーションは提出資料を用いて行い、説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。なお、提案書の要約版としてMicrosoft Power Pointの利用は認める。

⑥ 企業名、配置技術予定者名等の判別又は推察ができるものを、会場内へは持ち込まないこと。また、企業名、配置予定技術者名等の判別又は推察ができる言動はしないこと。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

① 企画提案書類の提案内容に虚偽があることが明らかな場合

② 提案者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

③ (3)④、⑤、⑥に違反した場合、第2次審査を欠席した場合又は委員長の指示に従わなかった場合

(5) 各委員の審査点について、審査項目ごとに平均点を算出し（小数点第二位以下切捨て）、各審査項目の平均点を合算した第2次審査項目の総得点を算出し、第1次審査を実施した場合はその総得点を加え、総得点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い提案者を本業務の優先交渉権者に決定し、契約の交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調になった場合は、次点の者と契約の交渉を行う。以下同様に扱う。

なお、総合点が同点の場合は、見積額の安価な提案者を上位として選定し、見積額も同額の場合

は、委員会の決するところとする。

- (6) 本プロポーザルの審査結果は、第2次審査を受けた全ての者に対して、令和6年3月28日（木）午後5時までに、プロポーザル審査結果通知書【様式第11号】を、電子メールにて通知する。
- (7) 優先交渉権者とならなかった者は、通知日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面（様式自由、電子メール可）により、その理由について説明を求めることができる。
- (8) 市長は、第2次審査参加資格者とならなかった者からその理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答しなければならない。

1 4. その他

- (1) 参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた企画提案書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 参加受付期間以降の参加申込書、企画提案受付以降の企画提案書類の追加提出、差替え、撤回は原則として認めない。なお、企画提案書類の内容を確認するため、本市が追加資料を求める場合がある。
- (4) 電子メール等の返信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (5) 企画提案書類については、返却しない。
- (6) 企画提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (7) 提出書類については、原則非公開とする。ただし、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）の規定に基づき、請求者に公開する場合を踏まえ、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないよう留意すること。
- (8) 優先交渉権者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）による。
- (9) 提出された企画提案書類は、審査等の過程において複製することがある。

1 5. 書類等提出及び問合せ先

本庄市役所上下水道部下水道課（本庄市役所2階） 担当：小浦方・根岸

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

TEL：0495-25-1147 FAX：0495-25-1145

E-Mail：gesui@city.honjo.lg.jp

本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託公募型プロポーザル方式評価基準

【別表1】第1次審査評価基準

評価区分	評価項目
フルモデル解析する区域と道路側溝等についての調査手法	フルモデル解析する区域の面積と道路側溝等の調査手法の実現性・独創性
業務実績	浸水シミュレーションを伴う内水浸水想定区域図作成業務実績の件数及び管路施設を含めた同様の業務実績の件数
技術者の評価	
見積書	見積額

【別表2】第2次審査評価基準

評価区分	評価項目
仕様書との整合性	仕様書との整合性、業務内容の理解
地域理解度	地域特性の把握能力
フルモデル解析する区域	フルモデル解析する区域の面積
道路側溝等のモデル化	調査手法の的確性・独自性・独創性
今後についての提案	将来の更新のしやすさやフォローアップその他の提案について
事業者の信頼性	プレゼンテーション力（説明力、説得力、ヒアリング応答力）
業務実施体制	業務実施体制の信頼性
業務実績	浸水シミュレーションを伴う内水浸水想定区域図作成業務実績の件数及び管路施設を含めた同様の業務実績の件数
技術者の評価	
見積書	見積額

【別表3】第1次審査を省略した場合の審査評価基準

評価区分	評価項目
仕様書との整合性	仕様書との整合性、業務内容の理解
地域理解度	地域特性の把握能力
フルモデル解析する区域	フルモデル解析する区域の面積
道路側溝等のモデル化	調査手法の的確性・独自性・独創性
今後についての提案	将来の更新のしやすさやフォローアップその他の提案について
事業者の信頼性	プレゼンテーション力（説明力、説得力、ヒアリング応答力）
業務実績	浸水シミュレーションを伴う内水浸水想定区域図作成業務実績の件数及び管路施設を含めた同様の業務実績の件数
技術者の評価	
業務実施体制	業務実施体制の信頼性
見積書	見積額